

高齢者および重度障害者居室等 増改築・改造資金貸付制度

老 障 資 金 Q&A

Q.1 この資金は、どういう制度ですか？

A.1 高齢者や障害者と同居する家族が、お年寄りや障害者のための専用居室の整備や専用居室に付随する玄関、炊事場、浴室、廊下、便所、洗面所、出入り箇所のスロープ化等の増改築・改造するために必要な資金を低利でお貸しする制度です。

今日の在宅福祉サービスを推進するうえで非常に重要な制度のひとつです。

貸付の条件

貸付限度額	1件当たり	500万円以内
償還期間	10年以内	
据置期間	6ヵ月以内	
利率	年3%(据置期間中は無利子)	
償還方法	年賦、半年賦、月賦	



Q.2 この資金を借りられる世帯は？

A.2 ご家族の高齢者(60才以上)や身体障害者手帳1~3級、療育手帳④・A1・A2の交付を受けている方と同居または予定されている世帯です。

Q.3 私の家は農家ですが、古い「隠居所」があります。取り壊して改築しようと思っています。お借りできますか？

A.3 この資金は、新築や全面改築は貸付の対象にしません。「居室等増改築・改造資金貸付制度」ですので、居室等の増改築・改造が対象です。

Q.4 両親が、東京で会社の社宅にいますが、来年3月定年退職になります。退社後は、私たち家族と同居する予定です。両親の居室を増築したいと思いますが借りられますか？

A.4 両親が、同居する予定であればお貸しできます。ただし、工事完成後3ヵ月以内に同居して頂きます。



Q.5 私の家は、年収600万円ぐらいですが、この資金を借りるのに所得制限はあるのですか？

A.5 貸付決定のために審査会が開かれますが、年間の所得(世帯の収入から所得税、県市町村民税、社会保険料等を除いた額)が、6人世帯でおおむね1,000万円以内を目安としています。



Q.6 私は、仕事の都合で松戸市に住んでいますが、我孫子市の実家には両親がいます。父80才、母75才ともに高齢になりますので、来春には両親と一緒に生活することにしたいと思います。実家は、両親と一緒に生活するには狭いので両親の部屋を増築したいと思いますが、700万円程かかります。この資金を借りたいのですが？

A.6 お貸しできると思いますが、限度額が500万円なので200万円は自己資金か他からの借り入れで用意して下さい。詳しくは、地区担当の民生委員か市の社会福祉協議会でご相談ください。



Q.7 この資金を借りるには、保証人が必要ですか？

A.7 連帯保証人が必要です。

借入申込額150万円以内……………県内に居住の方お1人。

借入申込額150万円を越える場合……県内に居住の方お1人
を含む2人。

* 保証人をうる事が困難な場合は、自宅または宅地を担保とすることができます。(抵当権の設定が心要となります。)

Q.8 500万円借りて、10年間で返済すると毎月の返済額はどのくらいになりますか？

A.8 毎月の返済額は、
次の表のとおりになります。

例)500万円を10年で返済	元 金	利 子	計
第1回から119回間まで	41,660円	6,300円	47,960円
120回目(最終回)	42,460円	6,550円	49,010円

この資金を利用されたい方は、市・町・村社会福祉協議会又は地区担当民生委員にご相談ください。申込書等申し込みに必要な書類は、社会福祉協議会に用意してあります。

みんなで みんなの しあわせを

ふれあいネットワーク



社会福祉
法 人

千葉県社会福祉協議会

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番3号 千葉県社会福祉センター

☎043-245-1551